

新潟市告示第86号

市税に関する納期限等の延長について

新潟市市税条例（昭和37年条例第2号。以下「条例」という。）第7条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）のうち、次の表に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る納期限等が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

ただし、固定資産税及び都市計画税の口座振替の方法による納付については、この限りではない。

令和6年1月31日

新潟市長 中原 八一

指 定 地 域
石川県、富山県